

19 子育てがんばる定期積金

2025年12月1日現在

商品名	子育てがんばる定期積金
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 当金庫エリア内に居住の中学生以下のお子さまと、その保護者の方 ただし、対象者（児童・生徒）の確認をさせていただきます。
契約期間	<ul style="list-style-type: none"> 1年以上5年以下 満期月の指定可
払込 (1)払込方法 (2)払込金額 (3)払込単位	<ul style="list-style-type: none"> 払込は毎月とし、店頭、集金及び口座よりの自動振替とします。 1回の掛金 10,000円以上 1,000円単位
契約上限	<ul style="list-style-type: none"> 1回の掛金一人当たり50,000円までとします。 (例：対象者2名の場合 1人50,000円×2=100,000円まで可能)
支払方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して給付契約金を支払います。
利息(給付補填金) (1)適用金利 (2)給付補填金の支払方法 (3)計算方法	<ul style="list-style-type: none"> 固定金利 契約日における定期積金1年から5年の店頭表示利回りに0.30%を上乗せした年利回りを満期日まで適用します。 給付補填金は満期日以後に一括して支払います。 給付補填金は付利単位を100円として、契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税金	<ul style="list-style-type: none"> 給付補てん金には、20%（国税15%・地方税5%）の税金がかかります。 ※2037年12月31日までの間に支払われるお利息には復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。
付加できる特約事項	—
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、次の①、②の中途解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合解約日における普通預金利率 ②初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60%(ただし、解約日における普通預金利率を下限とする。)
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 金利は窓口へご照会ください。
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>
その他の参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、又は約定年利回り（1年を365日とする日割り計算）の割合による遅延利息をいただきます。 満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 預金保険制度の対象となる預金で、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）